

重要

学事第2301号
令和2年(2020年)2月26日

各私立学校設置者
各私立幼稚園長 様
各私立学校長
各私立専修・各種学校長

北海道総務部法務・法人局学事課長

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（通知）

このことについて、別添1のとおり文部科学省から事務連絡がありましたので、お知らせします。当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、文部科学省と厚生労働省が協議の上、別紙「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」のとおり取りまとめられましたので、各学校におかれましては、これにより取り扱うようお願いいたします。

また、別添2のとおり北海道知事から各市町村長あて、別添3のとおり北海道教育委員会から関係道立学校及び各市町村教育委員会に対し、それぞれ公立小中学校の臨時休業に係る要請が行われておりますので、各私立小中学校におかれましては、地域の状況も踏まえながら、臨時休業について適切に取り扱うようお願いいたします。

記

（下記は、別添1別紙の概要であり、詳細は別紙を確認願います。）

1 児童生徒等本人が感染した場合について

発症している状態で登校していた場合は、学校の一部又は全部の臨時休業を行うこと。発症していない状態で登校していた場合は、個別事案ごとに保健所等と相談の上、判断すること。

2 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について

感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間の出席停止措置を取ること。

3 感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について

感染者がいない学校でも積極的な臨時休業を行うことが考えられること。また、児童生徒等が集まる行事なども含め、幅広く対策を検討する必要があること。

4 発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について

できる限り検温など健康状態の確認を行うよう指導し、特に、感染者が確認された地域に所在する学校では、徹底を図ること。風邪症状が見られる場合は、自宅休養を徹底すること。

5 教職員における感染対策について

上記1～4について、直接児童生徒等に接する教職員についても一層厳格かつ迅速に対応する必要があること。休暇等の措置を講じた場合は、授業を代替する者の確保に努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。

6 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について

児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の配慮を行うとともに、課程の修了や卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、進学進級に不利益が生じないよう配慮すること。また、臨時休業や出席停止等の判断を行うに当たっては、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

7 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴を持つ者がいることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、指示に従うとともに、登校時は体調の変化に留意すること。基礎疾患のある者についても同様の対応とすること。

企画幼稚園グループ
中高専修学校グループ